

平成29年4月 議会月例報告会

平成29年4月27日
企画情報課

- 1 平成28年度発注状況（3月分）
別添のとおり
- 2 地域おこし協力隊の委嘱について
氏 名 たかはし たいが
 高橋 太雅さん
出身地 大阪府藤井寺市
年 齢 24歳
所 属 商工観光課
業務内容 町内での民泊、ゲストハウス運営を目指す
- 3 地域おこし協力隊日替わりマスター店舗「鳥の巣」オープンについて（別紙）
- 4 地域おこし協力隊（荻野隊員）SISI クリームの完成について（別紙）
- 5 古布庄地域振興協議会 森のカフェ「みなくる」オープンについて（別紙）
- 6 集落支援員の募集について（別紙）
- 7 新婚家庭家賃助成事業及び結婚新生活支援事業の改正について（別紙）
- 8 ことうらまちづくりビジョンの策定について（別冊）

平成29年4月 議会月例報告会

平成29年4月27日

企画情報課

平成28年度発注状況(3月分)

[illegible]

地域おこし協力隊日替わりマスター店舗「鳥の巣」オープンについて

平成29年4月27日
企画情報課

1 「鳥の巣」について

① 協力隊が事業に取り組むきっかけ、思い

○高橋龍隊員、河島隊員

まちおこしに必要なものは「チャレンジ」だと、日々の活動の中で感じてきました。「夢を持つ」「挑戦したい」「まちを変えたい」という思いを持つ人を全力で応援したい。そして、交流の中からその思いが周りの人にも伝わり、チャレンジしやすい雰囲気を生み出し、元気あふれるまちにしていきたい、そんな場をつくりたいという思いから、この店舗をオープンします。

「鳥の巣」

地域に産み落とされた可能性を秘めた卵を、
「巣作り、巣立ち」をコンセプトにして
「発掘、育成、活性化」に取り組もうという思いから名付けています

② 店舗の内容

○琴浦町で何か新しくチャレンジしたい人や、飲食での起業を目指している人、イベントの企画や開催、オリジナル製作品で物販や展示会をしたい人などが日替わりで店長になる。

○基本的な設備や調理道具、調味料等は備え付けのものを使用可。店長は、共同運営費の負担と食材の持ち込みのみ。

○「林業」「起業」「鳴り石」などテーマを決めたサロン会を開催し、地域内外の交流の場とする。

③ 協力隊の役割

○店舗の管理や店の広報支援、店長のサポート

○店長同士の反省会、交流会の企画

○協力隊自身が店長になる日もあり

※参考：別紙ちらし（案）

2 オープン日時

平成29年5月13日（土）午後6時（予定）

○オープニングパーティーを開催予定

3 店舗の場所

琴浦町徳万 117-31（旧あきやま）

（浦安駅から東側線路沿いに、徒歩約3分）

日替わりマスター 募集中。



鳥の巣は日替わりマスター制度を取り入れた飲食店です。日替わりマスター制度を用いることで、たくさんの人のチャレンジを応援します。飲食以外にも様々な用途でのご利用が可能です。

食材の持ち込みだけでOK!!!

基本的な調理器具、調味料、一部の飲食物、Free - WiFi、その他消耗品は設備として準備しています。

営業は午前（10－17）と午後（18－23）で入れ替えになります。将来飲食店をやってみたい！一度カフェをやってみたい！こんなイベントがやってみたい！！どんなチャレンジでも大歓迎！

随時チャレンジは募集しておりますので、気軽にご連絡ご相談ください。

【お問合せ】

住所：琴浦町徳万117 - 31 旧あきやま

鳥の巣代表：地域おこし協力隊河島

連絡先：080-5366 - 1784（携帯）

運営：琴浦町地域おこし協力隊

地域おこし協力隊（荻野隊員）SISI クリームの完成について

平成29年4月27日
企画情報課

1 SISI クリームとは

○企画・制作：荻野裕子隊員

イノシシの脂を使用した革製品用のクリーム。

猪脂は、猟師さんの話では、切り傷や踵のひび割れ、しもやけ等に昔から活用されてきた。ラードのように料理にも使用できるが、食品・化粧品として販売する場合は様々な許可が必要となり、すぐに実用化は難しいため、現段階では革製品の手入れ用ワックスとして製作。

冬場に蓄えた脂を使用することから春から秋にかけては生産ができないため、今年の春の生産は4月分で終了。次回は秋以降に生産予定。

2 価格等

1缶18g入り、700円（税込み）

3 販売について

委託販売やイベントでの販売が中心となる予定。

委託販売：3月に京都市で試験販売を実施。現在は次の店舗で販売中。

乾物と生活雑貨のお店 すみれや（京都市）

カフェ フロッシュ（京都市）

いちじま丹波太郎（丹波市）

塩谷定好写真記念館（琴浦町赤碕）

イベントでの販売：船上山さくら祭りでPR、予約受付。



森のカフェ「みなくる」のオープンについて

平成29年4月27日
企画情報課

1 カフェの詳細

古布庄地区の活性化に取り組む古布庄地域振興協議会では、これまで高齢者を中心とした健康教室や物づくり教室、桜まつりや古布庄夜市などを実施し、高齢者の健康増進や地域内の交流活動を実施してきた。

このたび、誰もが立ち寄れる交流拠点として、森のカフェ「みなくる」をオープン。毎週月曜日に週替わりで食事を提供し、地域の交流の場とする。

当面は、スタッフ確保や施設整備が十分でないため、地域住民を対象とした予約運営が主となるが、今後は地域の魅力発信や新たな地域活動の展開につなげていくこととしている。

2 オープン日時 平成29年4月17日（月）

3 所在地 古布庄地域振興協議会活動拠点 「森の^{がくえん}楽園」 （旧古布庄保育園内）

4 運営主体 古布庄地域振興協議会 協力：古布庄地区有志、地域おこし協力隊、NPO 法人東伯けんこう

5 営業日等 ○ランチ 毎週月曜日 11：30～14：00 料金：500円（コーヒー付き＋100円） 限定20食、要予約

週	担当	内容
第1	東伯けんこう	月替わり
第2	地域おこし協力隊	ジビエ
第3	そば工房「チュビエ」	蕎麦
第4	Hitomi-chan★	おこわ
第5	古布庄地域振興協議会	旬の味

○カフェ 毎週金曜日 11：30～14：00

4/17 オープンの様子



平成 29 年度琴浦町集落支援員の募集について

平成 29 年 4 月 27 日

企 画 情 報 課

1 目 的

琴浦町では、地域の実情に対応した集落の維持・活性化対策を支援する「集落支援員」を、古布庄地区、以西地区の 2 地区に配置します。

これらの地区を支援したいという志のある方、やる気と元気をもって地域活性化に取り組んでいただける方を募集します。

2 想定される課題

- ・人口減少と高齢化
- ・空き家の増加
- ・集落内での支えあいの維持
- ・耕作放棄地の増加
- ・伝統文化の維持
- ・森林の荒廃
- ・自主防災組織力の低下
- ・地域資源、特産品等の掘り起こしなど

3 業務内容

次のような業務を、地域住民や行政と連携しながら行っていただきます。

○以西地区

- ・以西地区振興協議会（仮称）の事務局、以西地区公民館との連携

○古布庄地区

- ・古布庄地域振興協議会の支援、古布庄地区公民館との連携

○その他の業務

- ・地域や集落の状況調査、点検や巡回
- ・地域や集落の課題把握や抽出
- ・地域住民と行政との連絡調整
- ・地域や集落の維持や活性化に向けた情報収集と活動支援
- ・地域の活性化や集落支援に関する協議や話し合いにおける助言 など

4 応募条件

- (1) 地域の振興に熱意と関心があり、地域住民及び町とともに積極的な活動ができる方
- (2) パソコン（ワード、エクセル、メール等）の一般的な操作ができる方
- (3) 年齢、性別は問いません。
- (4) 普通自動車免許を取得し、自家用車を有している方（活動においては、自家用車をしようしていただきます。なお、自家用車使用にかかる燃料費等の経費は、9 に掲げる報酬月額に含むものとします）

5 募集人数

2 名（古布庄地区、以西地区 各地区 1 名ずつ）

6 勤務場所（予定）

- 以西地区 旧以西小学校
- 古布庄地区 旧古布庄保育園

7 委嘱形態

琴浦町一般職の非常勤職員として委嘱します。

8 委嘱期間

任期は平成30年3月31日までとする。

(年度ごと更新、最長平成32年3月31日まで)

9 報酬等

月額 142,800 円 (各種手当なし)

社会保険 (健康保険、厚生年金、雇用保険) に加入します。

10 勤務時間

1 週間につき 35 時間又は 4 週を平均して、1 週につき 35 時間の勤務とします。(基本的に土日祝日は休日ですが、業務上、夜間・土曜日・日曜日・国民の祝日等に勤務していただく場合もあります)。

11 応募手続き

(1) 提出書類

別紙「応募申込書」に必要事項を記入し、履歴書を添付のうえ、ご提出ください (提出された書類は返却しません)。

応募申込書は、琴浦町ホームページからもダウンロードできます。

町 HP アドレス

<http://.....>

(2) 提出先

〒689-2392

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町役場企画情報課「集落支援員申込」係

(3) 応募締切

平成29年5月19日 (金) 午後5時まで

12 選考方法

面接 (個別口述試験) を実施します。

日時及び場所等は、後日直接、受験者へお知らせします。

13 問合せ先

琴浦町役場 企画情報課 企画調整係

TEL (0858) 52-1708

FAX (0858) 49-0000

新婚家庭家賃助成事業及び結婚新生活支援事業の改正について

平成 29 年 4 月 27 日
企 画 情 報 課

1 新婚世帯家賃助成事業（単町事業）

目 的：新婚世帯への住宅家賃を助成することで、若者世代の町外流出に歯止めをかけると共に、町外からの転入を促進し、定住人口の増加を図る。

対 象：結婚 3 年以内の新婚世帯（夫婦いずれも満 40 歳以下）

助成額：実質家賃負担額の 1/2 を助成

改正の内容

項目	改正後	改正前
対象世帯	交付申請日が属する年度の 4 月 1 日以降に転入（転居）した世帯 平成 29 年度→H29. 4. 1 以降に転入	平成 27 年 4 月 1 日以降に転入（転居）した世帯
助成額	上限額 10,000 円	上限額 25,000 円
助成期間	申請から 1 年間	申請から 3 年間

2 結婚新生活支援事業（国庫補助事業）

目 的：経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者に対し、結婚による新生活を始めるための住居にかかる助成を行うことで、婚姻数の増加につなげる。

対 象：新たに婚姻し、住居を賃貸借した新婚世帯

助成額：実質家賃負担額の 2/3 を助成（国庫補助上限額 240 千円×3/4）

改正の内容

項目	改正後	改正前
対象世帯	平成 29 年 4 月 1 日以降に転入（転居）した世帯	平成 28 年 4 月 1 日以降に転入（転居）した世帯
助成額	上限額 20,000 円	上限額 33,000 円
助成期間	平成 30 年 3 月まで （以降、申請から 1 年に達するまでは新婚世帯家賃助成事業を申請可能）	平成 29 年 3 月まで
所得制限	世帯所得 340 万円以下	世帯所得 300 万円以下